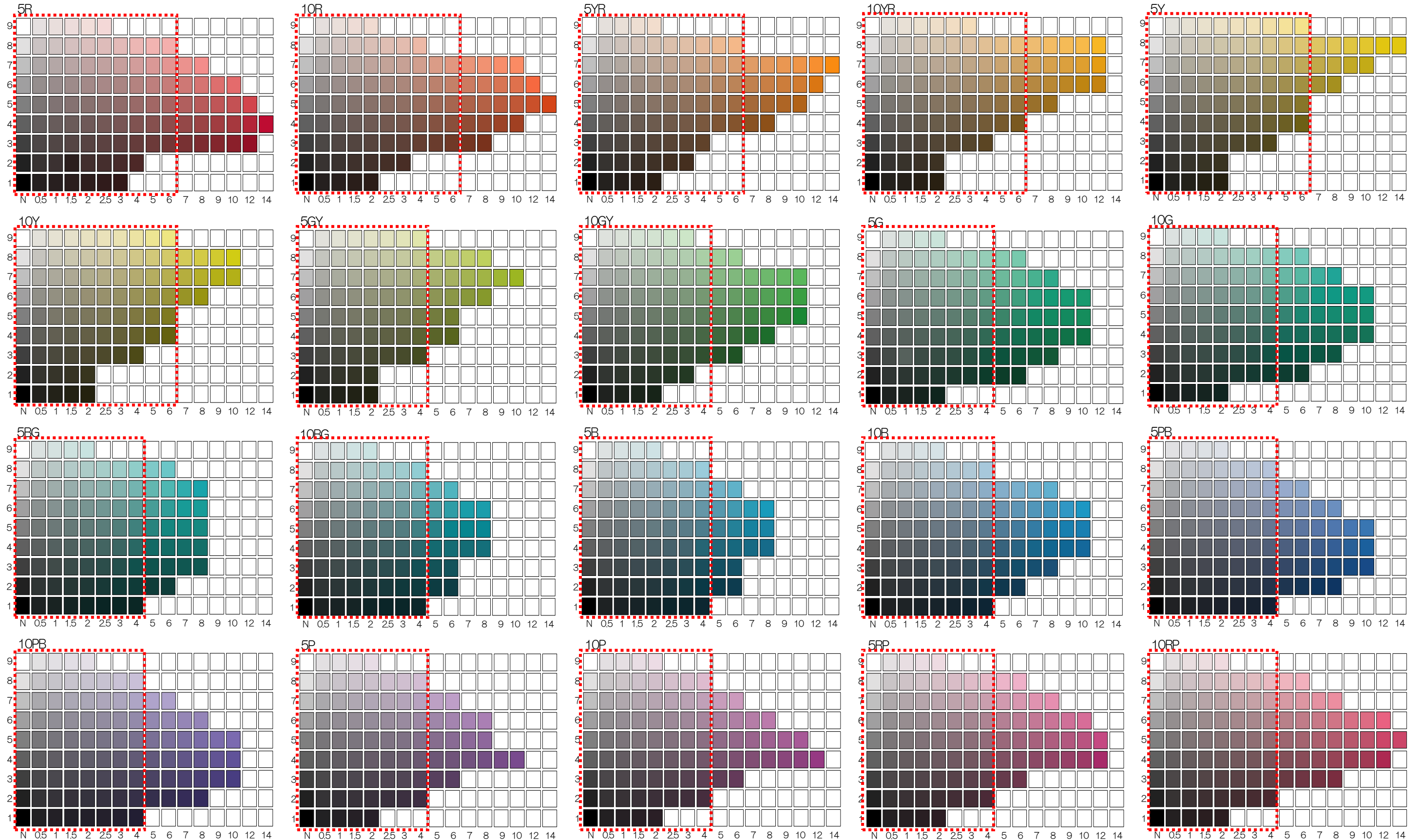


参考資料

1. 景観計画における色彩基準

高鍋町景観計画では、建築物や工作物の建設または、これらの外観の変更を行う際の色彩基準を示しました。下図は、その参考図として示すもので、各色相の赤点線の枠内が使用できる色彩の範囲です。

なお、ここに表現されている色は印刷によるものであり、正確なマンセル値でないため、実際の色は色票により確認してください。



2. 用語集

あ～お

| | |
|----------|---|
| アクセントカラー | 全体の中でアクセントとなる少量の目立つ色のことで、色相、明度、彩度のいずれかに大きな差をつけて強調させる色。建築物の配色の中では、庇や窓枠に取り込んだり、壁面等にストライプを設けるなどが考えられる。 |
| 屋外広告物 | 商業広告に限らず、常時または一定の期間継続して、屋外で公衆に表示されるもので、看板、はり紙・はり札、広告塔および建物その他のものに表示・掲出されたものをいう。屋外広告物は「屋外広告物法」および地方公共団体が定める「屋外広告物条例」により、必要な規制が行われる。 |
| オープンガーデン | 個人の庭を一定期間、一般の人に公開するという活動。 丹精こめた庭や花壇を開放し、訪れた人との交流を深めながら季節の植物を楽しむオープンガーデンは、まちやコミュニティに潤いを与えている。 発祥地の英国においては、ごく普通の個人の庭 3500 カ所以上をガイドブックで紹介しており、その中では、庭の住所・広さ・特徴・入場料・お茶とケーキサービスの有無・公開日などが掲載されている。地域全体で公開日を同時にし、大々的なイベントとする場合もある。 |
| オープンスペース | 都市または敷地内で、建造物の建っていない場所。空き地。 |

か～こ

| | |
|--------|--|
| 改築 | 従前の建築物を取り壊して、これと位置・用途・構造・階数・規模がほぼ同程度のものを建てること。 |
| ガイドライン | 景観計画における「良好な景観の形成に関する方針」に示された景観形成の基準について、景観づくりの主体となる住民、事業者、行政が、その取り組みについて共通の認識を持つことができるよう、参考図・写真による具体的事例などにより、わかりやすく解説したもの。 |
| 九州風景街道 | 九州地方の景観、自然、歴史・文化、考古、食・産物、祭り・イベント等の地域資源を最大限活用し、暮らす人々、訪れる人々にとって魅力的な九州を実現するために、地域住民等の「美しいみちづくり」への積極的な参加と地域住民等と行政の協働により、地域の魅力を発掘、維持、発展させることを目的とした取り組み。 九州内で全 10 ルート、宮崎県内では 2 ルートが登録され、ルートごとに沿道の草花緑化などの活動を推進している。今後も登録ルートを増やしていく方針であり、「ひむか神話街道」も登録候補ルートとなっている。 |
| 協働 | それぞれ異なる主体が、お互いの役割と責任を分担して一つの目標を達成する取り組み。 |
| 景観軸 | 道路や河川などに沿って線的に形成される景観。 |

| | |
|-----------|--|
| 景観重要建造物 | 景観法第 19 条に規定されたもので、景観計画に定められた指定の方針に則して、景観行政団体の長が指定した良好な景観の形成に重要な建造物のこと。 |
| 景観重要公共施設 | 景観計画区域内の景観上重要な公共施設(道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港等)に関して、あらかじめ地方自治体(景観行政団体)と公共施設管理者が協議し同意がなされた場合、それらの施設を「景観重要公共施設」として景観計画に位置付けることができる。景観重要公共施設として定められた公共施設は、景観計画に即して整備されることが義務付けられるが、一方で公共施設の整備法(道路法や河川法など)に関して景観配慮の特例規定が設けられ、景観計画との整合性が図られる仕組みになっている。(景観法第8条) |
| 景観重要樹木 | 景観法第 28 条に規定されたもので、景観計画に定められた指定の方針に則して、景観行政団体の長が指定した良好な景観の形成に重要な樹木。 |
| 景観条例 | 景観法による委任事項である届出対象行為、景観重要建造物・樹木の管理基準、景観づくり団体等に関する規定や、独自施策として技術指導等を行う景観アドバイザー制度、住民の活動に対する助成などに関する規定を盛り込み、景観計画の実現を図る条例。 |
| 景観に関する審議会 | 建築物等の高さや色彩など、本町の景観形成に関する事項に関し、専門的な立場から調査審議を行う第三者機関。 |
| 景観法 | 都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進し、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造および個性的で活力のある地域社会の実現を図るため、景観に関する国民共通の基本理念や国、地方公共団体、事業者、住民それぞれの責務を定めるとともに、行為規制や公共施設の特例、支援の仕組み等を定めた法律として平成 16 年 6 月に成立し、公布された法律。 |
| 形態・意匠 | 建築物や工作物の景観の質に影響を与える色彩、形状、様式、材質などを様々に工夫すること。一般的にデザインともいわれる。 |
| 工作物 | 人工的な構造物で、土地に固定して設けられるもの。建築物のほか、橋、堤防、トンネルなどがあり、建築物と対比して建築物以外のものを意味する場合もある。 |
| コミュニティ | 地域社会、共同生活体のこと。 |

さ〜そ

| | |
|-----|--|
| 彩度 | 世界標準のマンセル表色系では、色相、彩度および明度の三属性の組み合わせで一つの色を表す。彩度は鮮やかさを数字で示し、数値が低いほうが落ち着いた色となる。 |
| 視点場 | ある景観を眺める立ち位置のこと。視点は景観を見る人間自体であり、視点場は視点である人間が位置する場所を指す。ビュースポットと同義。 |
| 修景 | 建築物の外観や道路・公園等の景観を美しく整えること。 |

た〜と

| | |
|-----|----------------------|
| 眺望点 | 優れた景観を眺望できる地点・場所のこと。 |
|-----|----------------------|

な〜の

| | |
|------------|---|
| ノーマライゼーション | 1960年代に北欧諸国から始まった社会福祉をめぐる社会理念の一つ。障害者と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。またそれに向けた運動や施策なども含まれる。 |
| 法面 | 切土（高い地盤・斜面を切り取って低くし平坦な地表を作る、あるいは周囲より低くする工事。また、切り取った土砂のこと）や盛土により作られる人工斜面のこと。 |

は〜ほ

| | |
|-------|--|
| フットパス | 森林や田園地帯、古いまちなみなど地域に昔からあるありのままの風景を楽しみながら歩くこと（Foot）ができる小経 Path（こみち）のこと。イギリスが発祥の地とされており、日本各地においても、住民団体、自治体を中心に整備が進められている。 |
|-------|--|

ま〜も

| | |
|---------|--|
| マンセル表色系 | 色を定量的に表す体系である表色系のひとつで、色彩を色の三属性（色相、明度、彩度）によって表現する。日本では、JISZ8721（三属性による色の表示方法）として規格化されている。 |
|---------|--|

や〜よ

| | |
|------------|---|
| ユニバーサルデザイン | 文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）をいう。 |
| 擁壁 | がけ地の土砂や、傾斜地のヒナ壇型造成地の段差が崩れるのを防ぐために設けられる壁状の構造物のこと。 |



ら〜ろ

| | |
|--------|---|
| ランドマーク | 広い範囲から見え、地理上の目標物となると同時に、地域の景観を特徴づける山や建物などの景観構成要素。 |
| 稜線 | 山の峰と峰を結んで続く線。尾根のこと。 |

わ〜ん

| | |
|---------|---|
| ワークショップ | 作業場、研修会などの意であるが、都市計画・まちづくりの分野では、地域にかかわる諸問題に対応するために、さまざまな立場の参加者が経験交流や、共同作業を通じて、地域の課題発見・創造的な解決策や計画案の考案・それらの評価などを行っていく活動をいう。 |
|---------|---|

高鍋町

建設管理課

〒884-8655 宮崎県児湯郡高鍋町大字上江 8437 番地
TEL 0983-26-2016 FAX 0983-23-6303